

「取引所株価指数証拠金取引に関する約款」の一部改正について

下線部変更  
(平成30年7月2日)

現 行	変 更 後
<p>第28条（免責事項）</p> <p>(1)～(12) (省 略) (追 加)</p> <p>(<u>13</u>)～(<u>14</u>) (省 略)</p> <p>(以下省略)</p> <p>附則 本規定は、<u>平成30年1月22日</u>より施行する。</p>	<p>第28条（免責事項）</p> <p>(1)～(12) (現行どおり)</p> <p>(13) 本取引のシステム障害等により、ロスカット取引を含む本来の取引が行われなかったことによりお客さまに生じた損害</p> <p>(<u>14</u>)～(<u>15</u>) (現行どおり)</p> <p>(以下現行どおり)</p> <p>附則 本規定は、<u>平成30年7月2日</u>より施行する。</p>